

伊予市なかやまそば乾燥調製施設等

指定管理者募集要項

令和8年3月

伊 予 市

伊予市なかやまそば乾燥調製施設等指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

伊予市では、そばの生産性向上と就労環境の改善を図るため、機械施設の共同利用営農体系を確立し、地域農業の振興に寄与することを目的として、伊予市なかやまそば乾燥調製施設等（以下「そば乾燥施設」という。）を設置しています。

そば乾燥施設の管理運営業務を、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び伊予市なかやまそば乾燥調製施設等条例（平成17年伊予市条例第140号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、指定管理者制度を導入しておりますが、令和8年3月末日で期間終了となることから、次のとおりそば乾燥施設の指定管理者を募集する。

2 施設の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 施設の名称 | 伊予市なかやまそば乾燥調製施設等 |
| (2) 位 置 | 愛媛県伊予市中山町出淵2番耕地706番地1 |
| (3) 設 置 目 的 | そばの生産性向上と就労環境の改善を図るため、機械施設の共同利用営農体系を確立し、地域農業の振興に寄与する。 |
| (4) 施 設 内 容 | 鉄骨造平屋建て 138.09 m ²
コンバイン 1基 乾燥調製設備 1式 |
| (5) 設置年月日 | 平成11年3月25日 |

3 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 関係法令、条例等の遵守

地方自治法、条例及び個人情報保護に関する法律（平成15年条例第57号）など、業務を行うに当たり関係法令を遵守すること。また、従事する職員等の労働条件については、労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、労働環境等に十分に配慮すること。

(2) 指定管理者が行う業務

- ア 施設の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可に関する業務
- ウ 使用料の収納に関する業務
- エ その他市長が定める業務

(留意事項)

指定管理者が行う業務は、原則、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、業務の一部を専門の事業者へ委託することができる。

4 管理の基準等

(1) 個人情報の取扱い及び守秘義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年条例第 57 号）第 67 条の規定に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、業務上知り得た情報を他に漏らしたり、不当な目的で使用してはならない。なお、指定期間が終了した後も同様とする。

(2) 情報公開

指定管理者が施設の管理を行うに当たり保有する情報の開示及び提供については、市の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 文書等の管理保存

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり作成又は收受した書類等をその他の業務書類等とは別に管理し、管理業務に係る書類等を明らかに保存しなければならない。

(4) 監査

指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行については、監査委員の監査を行う場合がある。

(5) 環境への配慮

指定管理者は、管理業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量等、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

(6) 保険への加入

指定管理者は、施設利用者や第三者への損害又は業務上の瑕疵により生ずる損害の賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入するものとする。

5 指定期間

指定の期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

6 管理運営収入、維持管理経費、指定管理料

(1) 管理運営収入

指定管理者は、そば乾燥施設の使用料を収入として得ることができる。

(2) 維持管理経費

指定管理業務に係る経費（光熱水費、燃料代、小規模な修繕代等）は、指定管理者の負担とし、使用料収入で賄うこととする。

(3) 指定管理料

指定管理料は無料とする。

7 伊予市と指定管理者との責任分担

そば乾燥施設の管理運営に関する指定管理者と伊予市の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は伊予市と指定管理者とで締結する協定で定める。

項目	内容	伊予市	指定管理者
3に掲げる業務	災害時における初期対応を除く		○
施設（建物・付属施設・機械設備）	保守点検、維持管理		○
安全衛生管理			○
災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、災害調査・報告、応急措置	(指示)	○
災害復旧	本格復旧	○	
施設の大規模改修		○	
修繕	1件10万円以下の小規模な修繕		○
天災時の不可抗力	天災等指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	伊予市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	
苦情対応	受託した業務に係る苦情対応		○
施設の火災保険	火災保険（共済）加入	○	

※ 施設等の本来の効用持続年数を維持するために必要な維持補修は、施設の管理に属するものであるため、原則として、指定管理者が実施するものとする。

8 申請をすることができる者の資格等

(1) 申込資格

指定管理者の指定手続に申し込むことができる者は、指定の期間を通じて伊予市内に事務所を置く法人もしくはその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、伊予市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取

り消しを受けたことがある者

ウ 伊予市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公平な手續きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

カ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは管理人を含む。)のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合も含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団の構成員等

(2) 申込資格の留意事項

ア 団体は、株式会社その他の法人、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有さない。

イ そば乾燥施設の運営管理のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとするが、伊予市議会における指定管理者の指定の議案の採決日までに、登記事項証明書を提出しなければならない。

9 申請を受け付ける期間等

(1) 受付期間及び申込方法

ア 受付期間

令和8年4月1日（水）から4月20日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。（土日祝日は除く。）

イ 申請書類の提出方法は、持参とする。

(2) 提出先

〒799-3122 伊予市市場甲 127 番地 1

伊予市産業建設部農業振興課 TEL089-983-6350 E-mail noushin@city.iyo.lg.jp

(3) 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月7日（火）まで

イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所 (2)と同じ

(4) 現地説明会 令和8年4月13日（月）午前10時から実施し、現地集合すること。

現地説明会へ参加希望する場合は、令和8年4月8日（水）までに農業振興課へFAX又はE-Mailにて申し込みを行うものとする。

(5) 質問方法及び回答

質問は、令和8年4月15日（水）までに、別紙の所定様式により農業振興課へ持参、FAX又はE-Mailにて提出すること。質問への回答は、令和8年4月17日（金）までに市公式ホームページで行うものとする。ただし、上記日程に回答できない内容については、随時、追加で公表することがある。

(6) 資料の閲覧

閲覧（平面図、関係法令等）を希望する場合は、あらかじめ農業振興課へ連絡し、予約の上閲覧してください。

ア 閲覧期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月7日（火）まで

イ 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 閲覧場所 (2)と同じ

(7) 費用の負担

指定管理者の申請から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和8年6月30日）までにかかる必要な経費は、申請者が負担するものとする。

(8) 市が提供する資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはならない。

10 申請に必要な書類

(1) 提出書類

申請に当たっては、下記の書類を提出すること。(様式サイズは、日本産業規格A4版とする。)

提出書類一覧	提出部数
1 指定管理者指定申請書(様式第1号)	1部
2 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書又は商業の登記事項証明書 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書	1部
3 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類	1部
4 申込資格に関する申告書(様式第2号)	1部
5 管理を行う公の施設の事業計画書	1部
6 管理における収支計画書	1部
7 直近の事業年度分の財務書類(貸借対照表、損益計算書等)	1部
8 令和7年度の団体に関する事業計画書及び収支計算書	1部
9 団体の事業報告をしている場合は、当該報告書	1部
10 団体概要書(事務所所在地、資本金、従業員数、経理理念・方針、事業内容等)	1部
11 役員名簿	1部
12 完納証明書(発行の日から1か月以内のもの)	1部(原本)
13 印鑑証明書(発行の日から3か月以内のもの)	1部(原本)

(2) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類(以下「申請書類」という。)の著作権は、申請者に帰属する。ただし、伊予市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書類は、情報公開の請求により、伊予市が公開することが不適切と認める部分を除き開示することがある。

(3) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは認めない。

イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとし、複数の事業計画書を提出することはできない。

ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがある。

エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。

11 指定管理者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則（平成 17 年市規則第 142 号）第 5 条に基づく選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし、書類審査及びプロポーザルによる総合評価を行い、最低基準点（満点の 6 割）を満たし、最高得点を得た者を、施設の管理を行うに最も適当と認める団体として指定管理者に選定する。

なお、申請者が 1 者のみの場合であっても、審査は実施し、獲得した評価点が満点の 6 割以上を満たしている場合は、施設の管理を行うにふさわしい者であったと判断し、指定管理者として選定する。

(2) 選定基準

審査項目	評価項目	選定基準	配点
公平性	平等利用	施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものとなっているか。	20
効果性	施設計画	事業計画書等の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮させるものとなっているか。	20
効率性	適正な収支計画	事業計画書の内容が、管理経費の削減を図るものとなっているか。	20
安定性	組織体制	施設管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有しており、又は確保する見込みがあるか。	10
	経営基盤の安定性	経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。	10
貢献性	地域貢献	施設が所在する地域の振興及び活性化に貢献できるものとなっているか。	20

(3) 審査等

候補者の選定に当たっては、申請書類により申請資格、提案内容等の書類審査を行うものとする。ただし、必要に応じて、直接申請者に申請書類等の聞き取りを行う場合がある。なお、聞き取りを実施する場合は、4月28日（火）を予定しているので、申請者には別途通知する。

(4) 候補者の選定

審査の後、委員会で申請者の評価を行い、指定管理者として適当と認められる申請者に順位を付し、第1位の者を指定管理者の候補者として選定する。

その結果に基づき、市長が指定管理者の候補者を決定し、審査該当者全員に書面で通知するとともに、その内容を公表するものとする。

(5) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかったとき。
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。
- ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- エ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。
- オ 理事者、選定委員会委員又は関係職員に個別に接触したとき。
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- ク その他不正な行為があった場合。

12 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となる。候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を得ることとなる。

市長は指定管理者を指定したときは、指定手続条例第14条の規定に基づき、告示を行うとともに指定した団体に文書で通知する。

13 協定の締結等

(1) 協定の締結

伊予市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、伊予市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結する。

(2) 協定の内容

協定の内容は、次のとおりとする。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ク 前各号に定めるもののほか、市長等が別に定める事項

(3) その他

協定で定めた事項については、基本的に改定は行わない。ただし、特別の事情があるときは、双方誠意をもって協議の上、合意したときは協定を改定することができる。

14 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

- (1) 市議会において指定に係る議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が発生したとき。

15 指定期間満了前の取り消し

(1) 伊予市による指定の取り消し

伊予市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

イ 指定管理者が伊予市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

エ 自らの責に帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

オ この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

カ 資金事情の悪化等より、業務の遂行が確実にないと認められるとき。

キ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 指定期間満了前の取り消しの措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合において、指定管理者に損害が生じても、伊予市は賠償の責めを負わない。また、伊予市に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。

イ 指定管理者は、管理をしなくなった当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。

ウ 指定管理者は、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の指定管理者が円滑かつ支障なく、指定管理業務を遂行できるよう引継ぎを行わなければならない。